

中華人民共和國企業破産法（仮訳）

山 本 隆 司
廣 田 亜 梨 沙

「一国二制度」を国是としつつ経済発展に向けての道を歩む中華人民共和国は、この政策に適合させるための法制度の整備を急速に進めている。ここに紹介する「中華人民共和国企業破産法」はその一環として2006年8月に公布され、本年6月に施行される。

詳細な紹介とこれに先行する破産法制その他の民事関係法規の説明については次号に譲り、ここではまず、新「企業破産法」の逐条的仮訳を試みた。例えば本法8条2項、同法11条2項、同法48条2項3項他に示される倒産企業従業員に対する特殊の配慮など、比較法的にも興味深いものでもあるからである。

なお本稿は、2005年度から立命館大学大学院政策科学研究科博士前期課程に在籍し2007年1月に修士論文を提出した廣田亜梨沙の修士論文に資料として添付されたものを基礎に、山本が監修し共同で加筆修正したものである。また同研究科前期課程一回生の留学生魯芳に中国語特有の言い回しを理解する上で協力を得た。ここに記して感謝の意を表したい。

中華人民共和國企業破産法 中華人民共和國主席法令 第五十四号

《中華人民共和國企業破産法》は、中華人民共和國第10期全国人民代表大会常務委員会第二十三回会議にて、2006年8月27日に通過し、ここに公布された。2007年6月1日より施行する。

中華人民共和國主席 胡錦濤
2006年8月27日

中華人民共和國企業破産法
(2006年8月27日)

【目次】

第一章 総則（第一条～第六条）	第一節 重整の申立と重整の期間（第七十条～第七十八条）
第二章 申立と受理	第二節 重整の計画の制定と批准（第七十九条～第八十八条）
第一節 申立（第七条～第九条）	第三節 重整計画の執行（第八十九条～第九十四条）
第二節 受理（第十条～第二十一条）	第九章 和解（第九十五条～第一〇六条）
第三章 管理者（第二十二条～第二十九条）	第十章 破産清算
第四章 債務者の財産（第三十条～第四十条）	第一節 破産宣告（第一〇七条～第一一〇条）
第五章 破産費用と共益債務（第四十一条～第四十三条）	第二節 換価と配当（第一一一条～第一一九条）
第六章 債権届出（第四十四条～第五十八条）	第三節 破産手続きの終了（第一二〇条～第一二四条）
第七章 債権者会議	第十一章 法律責任（第一二五条～第一三一条）
第一節 一般規定（第五十九条～第六十六条）	第十二章 附則（第一三二条～第一三六条）
第二節 債権者委員会（第六十七条～第六十九条）	
第八章 重整（更生手続）	

第一章 総則

第一条 企業破産手続きを規範化し、公平に債権債務を清理¹⁾し、債権者と債務者の合法的な権益を保護し、社会主義市場経済の秩序を維持するために、この法律を制定する。

第二条 企業法人が弁済期が到来した債務の弁済²⁾ができず、かつ全ての債務の弁済には資産不足であり、あるいは弁済能力の欠如が明瞭であるとき、この法律の規定に基づいて債務を清理する。

企業法人に前項の状況があるとき、あるいは弁済能力を喪失することが明瞭であるとき、本法規定に照らして重整³⁾を行うことができる。

第三条 破産事件は、債務者の住所地の人民法院が管轄する。

第四条 破産事件の審理手続きは、本法に規定がないとき、民事訴訟法の関連規定による。

第五条 この法律に基づいて開始された破産手続きは、中華人民共和国の領域外に財産がある債務者に対しても効力を生じる。

中華人民共和国の外に財産がある債務者に対して外国の裁判所が行った破産事件の判決・決定により発生した法律上の効力について人民法院に承認または執行の申立あるいは請求がなされたとき、人民法院は、中華人民共和国が締結あるいは参加している国際条約もしくは互恵原則に照らして審査し、中華人民共和国の法律の基本原則に違反しないと認め、国家主権・安全と社会公共利益に損害を与えず、中華人民共和国領域内の債権者の合法権益に損害を与えないと判断したとき、その承認または執行を決定する。

第六条 人民法院が審理した破産事件は、本法に照らして企業従業員の合法権益が保障され、また本法に照らして破産企業の経営管理者の法的責任が追及されなければならない。

第二章 申立と受理

第一節 申立

第七条 債務者は、本法第二条に規定する状況があるとき、人民法院に対して重整または和解もしくは破産清算を申立てることが出来る。

債務者が債務の弁済期に弁済できないとき、債権者

は、人民法院に、債務者に対する重整または破産清算を行うよう申立てることができる。

既に解散している企業法人が未清算または清算未完了もしくは債務の弁済のための資産に不足するとき、この法律に照らして清算責任を負う者は、人民法院に対して破産清算を申立てなければならない。

第八条 破産を申立てるとき、人民法院に対して破産申立書並びに関係する証拠を提出しなければならない。

破産申立書には以下の事項が明記されなければならない：

- (一) 申立人及び被申立人の基本状況；
- (二) 申立目的；
- (三) 申立の事実と理由；
- (四) 人民法院が明記すべきであると定めたその他の事項；

債務者が申立てるときは（前項各号に規定するものに加え）、財産状況の説明・債務一覧表・債権一覧表・関係する財務会計報告・職工安置预案⁴⁾・従業員給与の支払いと社会保険費用の納付状況をも人民法院に提出しなければならない。

第九条 人民法院が破産申立を受理する前であれば、申立人は申立を撤回することができる。

第二節 受理

第十条 債権者が破産を申立てたとき、人民法院は、申立を受け取った日より五日以内に債務者に通知しなければならない。債務者が申立に対して異議があるとき、人民法院から通知を受け取った日より七日以内に人民法院に異議を提出しなければならない。人民法院は、異議申立の期間終了後十日以内に受理の是非を決定する。

前項規定の場合を除いて、人民法院は破産申立日より十五日以内に受理の是非を決定する。

特殊な状況で前二項に規定する受理期限では足りず延長が必要なときは、上級の人民法院の批准を経て、十五日延長することができる。

第十一条 人民法院は、破産申立を受理したとき、受理の決定をした日より五日以内に申立人に送達しなければならない。

債権者が申立をしたとき、人民法院は決定の日より五日以内に債務者に送達しなければならない。債務者は、決定の送達が到達した日より十五日以内に、人民法院に対して、財産状況の説明・債務一覧表・債権一

覧表・関係する財務会計報告・従業員給与支払い・社会保険費用の納付状況を提出しなければならない。

第十二条 人民法院は、破産申立の不受理を決定したとき、決定の日より五日以内に申立人に送達し、併せて理由を説明しなければならない。申立人は、決定に対して不服であるとき、決定が送達された日より十日以内に上級人民法院に上訴することができる。

人民法院は、破産申立受理後で破産宣告の前に、審査を経て、債務者がこの法律の第二条の規定に当てはまらないことを発見したとき、決定をもって申立を却下することができる。申立人は、決定に対して不服であるとき、決定が送達されてから十日以内に上級の人民法院に上訴することができる。

第十三条 人民法院は、破産申立の受理を決定したとき、同時に管理者を指定しなければならない。

第十四条 人民法院は、破産申立の受理を決定した日より二十五日以内に、既に知られた債権者に通知しなければならない。併せて公告しなければならない。

通知と公告は以下の事項を明記しなければならない：

- (一) 申立人・被申立人の名称または姓名；
- (二) 人民法院が破産申立を受理した時；
- (三) 届出られている債権の期限・場所・注意事項；
- (四) 管理者の名称または姓名およびその事務処理を行う場所；
- (五) 債務者の債務者または債務者の財産を持つ者⁵⁾は、管理者に対して債務を弁済または財産的要求を交付しなければならないということ；
- (六) 第一回債権者会議の開催日時と場所；
- (七) 人民法院が通知と公告をすべきであると定めたその他の事項；

第十五条 人民法院が破産申立を受理し、決定を債務者に送達した日より破産手続き終了の日まで、債務者の関係者は以下の義務を引き受けなければならない。

- (一) 占有または管理している財産・印章と帳簿・文書などの資料を適切に保管する；
- (二) 人民法院と管理者の指示に従って業務を遂行し、併せて人民法院と管理者からの質問にありのまま回答する；
- (三) 債権者会議に列席し、債権者からの質問にありのまま回答する；

(四) 人民法院の許可を得ることなく住所地を離れない；

(五) 他の企業の理事や監事・高級管理者に新任してはならない；

前項規定にいわゆる関わる者とは、企業の法定代表者を指す；人民法院の決定を経て、企業の財務管理者その他の経営管理者もこれに含ませることができる。

第十六条 人民法院が破産申立を受理した後は、債務者が一部の債権者に債務を弁済してもこの弁済は無効とする。

第十七条 人民法院が破産申立受理後、債務者の債務者あるいは債務者の財産を持つ者は、管理者に債務を弁済しあるいは債務者の財産の交付をしなければならない。

債務者の債務者あるいは債務者の財産を持つ者は、前項規定に故意に違反して債務者に債務を弁済しあるいは財産を交付して債権者に損失を生じさせたとき、その債務の弁済あるいは債務者の財産の交付の義務を免れることができない。

第十八条 人民法院が破産申立を受理した後、管理者は、破産申立受理前に成立し債務者と相手方当事者の間で未だ履行されず完済されていない契約を解除または履行を継続することを決定する権利を持ち、併せて相手方当事者に通知する。管理者が破産申立受理の日より二ヶ月以内に相手方当事者に通知せずあるいは相手方当事者が催告を受けた日より三十日以内に確答しなかったとき、契約は解除されたものとみなされる。

管理者が契約の継続履行を決定した場合、相手方の当事者は履行しなければならない；ただし、相手方当事者は管理者に担保の提供を要求する権利を有する。管理者が担保を提供しない場合、契約は解除されたものとみなされる。

第十九条 人民法院が破産申立を受理した後は、債務者の関係する財産の保全措置は解除されなければならない。執行手続は中止されなければならない。

第二十条 人民法院は、破産申立を受理した後、債務者が関係する民事訴訟または仲裁ですでに開始され且つ未だ終結していないものはこれを中止しなければならない；管理者が債務者の財産を接管管理しているときは、訴訟あるいは仲裁を継続するものとする。

第二十一条 人民法院が破産申立を受理した後は、債務者が関係する民事訴訟は、破産申立を受理した人民法院に対してのみ提起することができる。

第三章 管理者

第二十二条 管理者は人民法院により指定される。

債権者会議で管理者が法律による職務執行の公正を欠きその他職務を担当できる能力に欠ける状況にあると認めるときは、管理者を交代させることを人民法院に申立ることができる。指定管理者と確定管理者の報酬の方法は、最高人民法院が規定する。

第二十三条 管理者は本法の規定により職務を執行し、人民法院に業務を報告し、併せて債権者会議と債権者委員会の監督を受ける。

管理者は債権者会議に列席して職務執行の状況の報告をし併せて質問にありのまま回答をしなければならない。

第二十四条 管理者の任に就くことができるのは、関連部門・機構の人員で組織される清算委員会あるいは法律によって設立される弁護士事務所・会計士事務所・破産清算事務所などの社会仲介機関である。

人民法院は、債務者の実際の状況に基づき、必要に応じ⁶⁾ 関係する社会仲介機関に意見を諮問した後、必要な知識を備えかつ開業資格のある人員を指定して管理者を担当させることができる。

以下の状況があるとき、管理者を担当してはならない：

- (一) 故意の犯罪により刑事処罰を受けたことがあるとき；
- (二) かつて関連する専門開業資格証を取り上げられたことがあるとき；
- (三) 本事件と利害関係があるとき；
- (四) 人民法院が管理者にふさわしくないと認めるその他の状況があるとき；

個人が管理者を担当するときは、業務執行上の責任保険に加入しなければならない。

第二十五条 管理者は以下の職責を履行する：

- (一) 債務者の財産・印章と帳簿・文書等の資料を接収管理する；
- (二) 債務者の財産状況を調査し、財産状況の報告を作成する；
- (三) 債務者の内部管理事務の決定；
- (四) 債務者の日常支出その他必要な支出を決定する；
- (五) 第一回債権者会議の開催前に債務者の営業の継続あるいは停止を決定する；

- (六) 債務者の財産の管理と処分；
- (七) 債務者が参加する訴訟または仲裁もしくはその他の法律の手続きの代表；
- (八) 債権者会議の召集の提議；
- (九) 人民法院が管理者に履行すべきであると認めたその他の職責；

管理者の職責に対して本法に特段の規定があるときは、その規定を適用する。

第二十六条 第一回債権者会議の開催前に、管理者が債務者の営業または本法第六十九条に規定されている行為の継続もしくは停止を決定するときは、人民法院の許可を経なければならない。

第二十七条 管理者は勤勉に職責を全うし、忠実に職務を執行しなくてはならない。

第二十八条 管理者は人民法院の許可を経て、仕事に必要な職員を招聘することができる。

管理者の報酬は人民法院によって確定される。債権者会議が管理者の報酬に対して異議があるときは、人民法院に異議を提出する権利を有する⁷⁾。

第二十九条 管理者は正当な理由なく職務を辞めることができない。管理者が職務を辞めるときは人民法院の許可を経なければならない。

第四章 債務者の財産

第三十条 破産の申立を受理した時点で債務者に属しているすべての財産および破産申立受理後から破産手続き終了前までに債務者が取得した財産は、債務者の財産となる。

第三十一条 人民法院が破産の申立を受理するまでの一年以内の期間に債務者の財産が以下の行為に関係したとき、管理者は人民法院にこれを取消すよう請求する権利を有する：

- (一) 財産の無償譲渡；
- (二) 明らかに不合理な価格での取引；
- (三) 財産担保のない債務に対しての財産担保の提供；
- (四) 期限が到来してない債務の繰り上げ弁済；
- (五) 債権の放棄；

第三十二条 人民法院が破産申立を受理するまでの六ヶ月以内の期間に、債務者が本法第二条第一項に規定す

る状況がありながら個別債権者に対して弁済をしたときは、管理者は人民法院にその取消を請求する権利を有する。ただし個別債務者への弁済が債務者に財産上の利益となったものは除く。

第三十三条 債務者の財産に関わる以下の行為は無効である：

- (一) 債務から逃れるための財産の隠匿または移動；
- (二) 虚偽の債務の作出または不真実債務の承認；

第三十四条 管理者は、前三条に規定する行為によって取得された債務者の財産を取り戻す権利を有する。

第三十五条 人民法院が破産の申立を受理した後、債務者の出資者がいまだ出資義務を完全に履行していないとき、管理者は出資者が納めるべき出資をするよう要求しなければならず、かつ出資期限の制限を受けてはならない。

第三十六条 債務者の理事・監事・高級管理者が職権を利用し、企業から非正常に手に入れた収入または企業財産を横領したときは、管理者はこれを取り戻さなければならない。

第三十七条 人民法院が破産の申立を受理した後、管理者は債務の弁済または債権者のためにする代替担保物の提供を承認し、質物・留置物を取り戻すことができる。

質物または留置物として提供されていた当時のそのものの価値が被担保債権額より低かったときは、前項に規定する債務の弁済または提供される代替担保物の価値は質物または留置物の当時の市場価値に限る。

第三十八条 人民法院が破産の申立を受理した後、債務者が債務者に属していない財産を占有しているとき、その財産の権利者は管理人の承認を得てこれを取り戻すことができる。ただし本法で特段の規定があるときを除く。

第三十九条 人民法院が破産の申立を受理した時点で売買契約があり、買主たる債務者に向けて発送されながら債務者がいまだ受け取っていない売買目的物があり、かつその代金の全額が支払われていないとき、売主は到達していない目的物を取り戻すことができる。ただし管理者は代金全額の支払いをもって売主に目的物の交付を請求することができる。

第四十条 破産の申立が受理される前に債務者に対して債務を負っていた債権者は、管理者に相殺を主張する

ことができる。ただし以下のような状況があるとき、相殺することはできない：

- (一) 債務者の債務者が破産申立受理後に他人から取得した債務者の債権；
- (二) 債権者が債務者の債務の弁済期限が到来しても弁済することができない事実または破産申立の事実を既に知っていて、債務者に対して取得した債務；ただし債権者が法律規定あるいは破産申立の一年前に発生した原因によって取得した債務を除外する；
- (三) 債務者の債務者が債務者の債務の弁済期限が到来しても弁済することができない事実あるいは破産申立の事実を既に知っていて、債務者に対して取得した債権；ただし、債務者の債務者が法律規定あるいは破産申立の一年前に発生した原因によって取得した債権を除外する。

第五章 破産費用と共益債務

第四十一条 人民法院は、破産申立受理後に以下の費用が発生したとき、これを破産費用とみなす：

- (一) 破産事件の訴訟費用；
- (二) 管理・換価の費用と債務者の財産の分配の費用；
- (三) 管理者の職務執行上の費用または報酬もしくは管理業務のために招聘された従業員の費用；

第四十二条 人民法院が破産申立を受理した後に発生した以下の債務を共益債務とみなす：

- (一) 双方が履行未完了である契約につき、管理者または債務者によって相手方当事者に債務の履行を請求することによって発生した債務；
- (二) 債務者の財産を受け取り管理したときに発生する債務；
- (三) 債務者による不当利得によって発生した債務；
- (四) 債務者が営業を継続するために発生した従業員に対する報酬債務並びに従業員のための社会保険費用およびその他の支払いを要する債務；

(五) 管理者あるいは関係者に職務執行上で発生した損害に関する債務；

(六) 債務者の財産が人に与えた損害から発生する債務；

第四十三条 破産費用と共益債務は債務者の財産によっていつでも弁済される。

破産費用と共益費用の弁済につき債務者の財産が不足しているときは破産費用の弁済が優先される。

破産費用の弁済あるいは共益費用の弁済につき債務者の財産が不足しているときは、比例按分して弁済される。

債務者の財産が破産費用の弁済に不足しているとき、管理者は人民法院に破産手続の終了を提起しなければならない。人民法院は、この請求を受け取った日より十五日以内に破産手続を終了する決定を併せて公告しなければならない。

第六章 債権届出

第四十四条 人民法院が破産の申立を受理した時に債務者に対して債権を持つ債権者は、本法規定の手続によって権利の行使をする。

第四十五条 人民法院は、破産の申立を受理した後、債権者が債権を届出する期限を確定しなければならない。債権届出の期限は人民法院が破産申立の受理を發布し公告した日より起算して最短で少なくとも三十日、最長でも三ヶ月を超えてはならない。

第四十六条 期限未到来の債権は、破産の申立を受理した時に期限が到来したとみなす。

利息債権は、破産の申立が受理された時から利息の発生を停止する。

第四十七条 条件付または期限付の債権並びに訴訟または仲裁が終結していない債権は、債権者が届出ることができる。

第四十八条 債権者は、人民法院が確定した債権届出の期限内に、管理者に向けて債権の届出をしなければならない。

債務者に従業員の賃金及び医療・負傷の補助・弔慰金並びに強制加入の従業員基本養老保険口座・基本医療保険費用の口座に未払いがあったとき、法律・行政法規の規定によって従業員に補償金が支払われなければならない、届出を要することなく管理者による調査の

後に明細書が提出され、併せて公告されなければならない。

従業員は、明細書の記載に対して反対または異議があるとき、管理者に訂正を要求することができる；管理者が訂正をしないときは、従業員が人民法院に対して訴訟を提起することができる。

第四十九条 債権者は、債権を届出るとき、債権の数額と財産担保の有無を書面によって説明し併せて関係する証拠を提出しなければならない。届出る債権が連帯債権であるときは説明しなければならない。

第五十条 連帯債権者は、連帯債権者全員のうちの一人を代表として債権を届出ることができ、債権の共同届出もできる。

第五十一条 債務者の保証人あるいは他の連帯債務者が既に代位債務者として債務を弁済しているとき、債務者に対する求償権を債権として届出ることができる。

債務者の保証人あるいはその他の連帯債務者がいまだに代位債務者として債務の弁済をしていないとき、債務者に対する将来の求償権を債権として届出ることができる。ただし、債権者がすでに管理者に全ての債権を届出ているときを除く。

第五十二条 複数の連帯債務者が本法規定の手続きの適用を受けて決定されたとき、その債権の債権者はこの債権全体について各破産事件中に届出られた債権に分別する権利を有する。

第五十三条 管理者あるいは債務者がこの法律の規定に照らして契約を解除したとき、相手方の当事者は契約解除によって発生する損害賠償請求権を債権として届出る。

第五十四条 本法規定の手続きの適用により決定された債務者が委託契約の委託者であり、受託者がこの事実を知らないまま委託事務の処理を継続したとき、受託者はこれにより発生した請求権を債権として届出る。

第五十五条 本法規定の手続きの適用により決定された債務者が手形の振出人であり、この手形の支払人が支払を継続しあるいは支払手形の支払いを引き受けたとき、支払人はこれにより発生する請求権を債権として届出る。

第五十六条 人民法院が期限内に届出られた債権を確定したとき、債権者が期限内にまだ届出していない債権は破産財産をもってする最後の分配前に補充届出をすることができる；ただし、これ以前に分配されていたと

き、この補充届出債権には再分配されない。

債権の補充届出の審査と確認にかかった費用は、補充届出人がこれを負担する。

債権者が本法に規定する債権届出をしていないときは、本法律の規定による手続上の権利を行使することができない。

第五十七条 管理者は、債権届出の資料を受け取った後、記録を作成し、届出られた債権を審査し併せて債権表を編集しなければならない。

債権表と債権届出の資料は管理者によって保存され、利害関係者の調査に供せられる。

第五十八条 この法律の第五十七条の規定によって編集された債権表は、第一回債権者会議の検証のために提出されなければならない。

債務者並びに債権者が債権表に記載されている債権に異議がないとき、人民法院の決定により確認される。

債務者または債権者が債権表に記載されている債権に異議があるとき、破産の申立を受理した人民法院に訴訟を提起することができる。

第七章 債権者会議

第一節 一般規定

第五十九条 本法により債権を届出た債権者は債権者会議の構成員となり、債権者会議の参加の権利を有し議決権を持つ。

債権がいまだに確定していない債権者は、人民法院が議決権行使のために臨時の債権額を確定し許可したときを除いて、議決権を行使することができない。

債務者の特定財産に対して担保権を持つ債権者は、優先弁済権を放棄しないとき、本法の第六十一条第一項第七項、第十項の規定により議決権を持つことができない。

債権者は、代理人に債権者会議の出席を委託して議決権を行使することができる。代理人は、債権者会議に出席するとき、人民法院あるいは債権者会議の議長に債権者の委任状を提出しなくてはならない。

債権者会議は、債務者の従業員と労働組合の代表を加させ関連事項について意見を発表させなければならない。

第六十条 債権者会議には議長を一人置かなければならず、人民法院が議決権を有する債権者の中よりこれを

指定する。

債権者会議の議長は債権者会議を主宰する。

第六十一条 債権者会議は以下の職権を行使する：

- (一) 債権を調査して確かめること；
- (二) 人民法院に管理者を更迭する申立、管理者を審査する費用と報酬の申立；
- (三) 管理者の監督；
- (四) 債権者委員会構成員の選任と交代；
- (五) 債務者の営業の継続あるいは停止の決定；
- (六) 重整計画の承認；
- (七) 和解協議の承認；
- (八) 債務者財産の管理計画の承認；
- (九) 破産財産の時価換算計画の承認；
- (十) 破産財産の分配計画の承認；
- (十一) 人民法院が債権者会議で行使すべきであると定めたその他の職権；

債権者会議は議事項目の決議に対して議事録を作成しなければならない。

第六十二条 人民法院は、債権届出の期限の日より十五日以内に第一回債権者会議を召集する。

以後の債権者会議は、人民法院が必要であると認めるときあるいは管理者・債権者委員会・債権総額四分の一以上の債権を持つ債権者が債権者会議議長に提案したとき、召集される。

第六十三条 債権者会議の召集は、管理者が予定日の十五日前に債権者に通知しなければならない。

第六十四条 債権者会議は、議決権を有する出席債権者の過半数が承認しかつその代表が財産担保のない債権の総額の二分の一以上を占めているとき議決される。ただし、本法に特段の規定があるときを除く。

債権者は、債権者会議の決議が法律規定に違反していると認めかつその利益に損害を及ぼすと認めるとき、債権者会議での決議から十五日以内に、人民法院に、決定をもってこの決議を撤回させ債権者会議に法律による修正決議を定める責任を負うよう命じることを請求することができる。

債権者会議の決議は債権者全体に等しく拘束力がある。

第六十五条 本法第六十一条第一項第八号及び第九号に掲げた事項について債権者会議の議決により承認されなかったときは、人民法院により決定される。

本法第六十一条第一項第十項に掲げた事項について

債権者会議の第二回議決によっても承認されなかったときは、人民法院により決定される。

前二項に規定する決定について、人民法院は債権者会議上で発表しあるいは債権者に別途通知することができる。

第六十六条 前条第一項による人民法院の決定を不服とする債権者並びに前条第二項による決定を不服とする債権額が財産担保のない債権の総額の二分の一以上の債権者は、決定公布の日あるいは通知を受け取った日より十五日以内に、人民法院に再議を申立てることができる。再議期間中は決定の執行が停止されない。

第二節 債権者委員会

第六十七条 債権者会議は債権者委員会の設置を決定することができる。債権者委員会は、債権者会議で選任した債権者代表と債務者の従業員代表または労働組合代表の一名から組織される。債権者委員会の構成員は九人を超えてはならない。

債権者委員会の構成員は人民法院の書面による決定を経て認可されなければならない。

第六十八条 債権者委員会は、以下の職権を行使する：

- (一) 債務者の財産の管理と処分の監督；
- (二) 破産財産分配の監督；
- (三) 債権者会議の召集の提案；
- (四) 債権者会議が委託するその他の職権；

債権者委員会は、職務を執行するとき、管理者または債務者の関係者に対してその職権の範囲内の事務で作成された説明あるいは関係文書の提供を要求する権利を有する。管理者または債務者の関係者がこの法律規定に違反して監督の受け入れを拒絶したとき、債権者委員会は、人民法院に対して監督事項に関する決定を請求する権利を有する；人民法院は五日以内に決定しなければならない。

第六十九条 管理者は以下の行為を実施し、適宜債権者委員会に報告しなければならない：

- (一) 関係する土地、家屋等の不動産権益の譲渡；
- (二) 試掘権・採掘権・知的所有権等の財産権の譲渡；
- (三) すべての在庫品あるいは営業の譲渡；
- (四) 借入れ；
- (五) 財産担保の設定；

- (六) 債権と有価証券の譲渡；
- (七) 債務者と相手方当事者がお互いに履行していない契約の履行；
- (八) 権利の放棄；
- (九) 担保物の取り戻し；
- (十) 債権者利益に重大な影響をもたらす、その他財産の処分行為；

債権者委員会をいまだ設置しておらず管理者が前項規定の行為を実施するときは、適宜人民法院に報告しなければならない。

第八章 重整（更生手続き）

第一節 重整の申請と重整期間

第七十条 債務者または債権者は本法規定に基づき直接人民法院に対して債務者の重整を行うよう申立てることができる。

債権者が債務者の破産清算を申立て、人民法院が破産の申立を受理した後で債務者の破産が宣告される前には、債務者または出資額が債務者の資本の十分の一以上を登録している出資者は、人民法院に対して重整の申立をすることができる。

第七十一条 人民法院は、審査を経て本法の規定により重整の申立を認めるとき、債務者の重整を決定し、併せて公告しなければならない。

第七十二条 人民法院は債務者の重整の開始日と手続き終了日を決定し、もってそれを重整期間とする。

第七十三条 重整期間中に債務者の申立を経て人民法院が批准したとき、債務者は管理者の監督下で自ら財産の管理と営業事務を行うことができる。

前項に規定する状況にあるとき、本法規定に基づき既に債務者の財産と営業事務を接管管理する管理者は、債務者に財産と営業事務を引き渡さなければならない。本法に規定する管理者の職権は債務者により行使されなければならない。

第七十四条 管理者は、財産の管理と営業事務の責任を負うとき、債務者の営業事務につき責任を負う経営管理者を招聘することができる。

第七十五条 重整期間中、債務者の特定財産に対して有する担保権の行使が一時的に停止される。ただし、担保目的物に損害が生じまたは価値が減少する明瞭な可能性があり担保権者の権利が十分おびやかされるおそ

れがあるときは、担保権者は人民法院に対して担保権の行使を回復するよう請求することができる。

重整期間中、債務者あるいは管理者は営業の継続のために借入れ、その借金に担保を設定することができる。

第七十六条 債務者が他人の財産を合法的に占有しており、その財産の権利者が重整期間にこれの取戻しを要求するときは、事前の約定条件に一致させなければならない。

第七十七条 重整期間中、債務者の出資者は、投資収益分配の請求をしてはならない。

重整期間中、債務者の理事・監事・高級管理者は第三者に対して持っている債務者の株主権を譲渡してはならない。ただし、人民法院の同意を経たときは除く。

第七十八条 重整期間中、以下の各号に規定する状況があるとき、管理者または利害関係者の請求を経て、人民法院は重整の手続きの終了を決定し、併せて債務者の破産を宣告しなければならない：

- (一) 債務者の経営状況と財産状況が継続的に悪化し、救済の可能性がないとき；
- (二) 債務者に詐欺・悪意による債務者財産の減少、その他債権者を著しく不利にする行為があるとき；
- (三) 債務者の行為により管理者が無法な職務の執行をさせられるに至ったとき；

第二節 重整計画の制定と批准

第七十九条 債務者または管理者は、債務者の重整についての人民法院の決定より六ヶ月以内に、人民法院と債権者会議に同時に重整計画草案を提出しなければならない。

前項に規定する期限が到来したとき、正当な理由があるときは、債務者または管理者の請求を経て、人民法院の決定をもって三ヶ月延長することができる。

債務者または管理者がまだ重整計画草案を期日通りに提出していないとき、人民法院は重整手続きの終了を決定し、併せて債務者の破産を宣告しなければならない。

第八十条 債務者が自らの財産を管理し営業事務を行うとき、債務者により重整計画草案が作成される。

管理者が財産と営業事務の管理責任を負うときは、管理者により重整計画草案が作成される。

第八十一条 重整計画草案には以下の内容が含まれなければならない：

- (一) 債務者の経営計画；
- (二) 債権分類；
- (三) 債権重整計画；
- (四) 債権受償計画⁸⁾；
- (五) 重整計画の執行期限；
- (六) 重整計画執行の監督期限；
- (七) 債務者が重整するにつき有利となるその他の計画。

第八十二条 以下に分類される債権の債権者は、債権者会議に於る重整計画草案の討論に参加し、以下の債権分類に照らして、重整計画草案の議決に対し組⁹⁾分けされる：

- (一) 債務者の特定財産に対する担保権を持つ債権；
- (二) 債務者の従業員に対する未払の賃金や医療・負傷による未払いの補助金ないし弔慰金並びに強制加入の基本養老保険の口座と基本医療保険費用の口座の未払い金及び法律ないし行政法規により支払わなければならないと規定されながら未払いの従業員のための補償金；
- (三) 債務者の未払いの税金；
- (四) 普通債権

人民法院は必要に応じて重整計画草案の議決に関して、普通債権組の中に少額債権組を設置させることができる。

第八十三条 重整計画では、前条第一項第二号の規定以外の債務者が未納である社会保険費用の減免を規定してはならない；この費用の債権者は重整計画草案の議決に参加しない。

第八十四条 人民法院は、重整計画草案を受け取った日より三十日以内に債権者会議を召集し、重整計画草案の進行について議決をさせなければならない。

同一議決組で会議に出席した債権者の過半数が同意しかつその代表の債権額がその組の債権総額の三分の二以上であるときはその組の重整計画草案が承認されたものとする。

債務者または管理者は重整計画草案の作成に関する説明を債権者会議に対して行い、併せて問いに対してありのまま回答しなければならない。

第八十五条 債務者の出資者の代表は、債権者会議の重整計画草案の討論に列席することができる。

重整計画草案に出資者の権益に関わる事項があるとき、出資者組を設置し、その事項を議決しなければならない。

第八十六条 各議決組が重整計画草案を等しく承認したとき、重整計画は即ち承認されたものとする。

債務者または管理者は、重整計画が承認された日より十日以内に人民法院に重整計画を提出しその批准を申立てなければならない。人民法院は、審査を経て本法規定に一致することを認めるとき、申立を受け取った日より三十日以内に批准を決定し、重整手続きの終了とし、併せて公告する。

第八十七条 組の議決で重整計画草案に承認しない部分があるとき、債務者または管理者は、協議により重整計画草案を承認しない議決に至ったものとするができる。

この議決組は協議後、再度議決することができる。相手方との協議の結果はその他の議決組の利益を損なうことがあってはならない。

重整計画草案を承認しないこととした議決組が再度議決を拒絶しまたは再度重整計画草案を承認しないと決定したときで、重整計画が以下の各号に規定する条件に当てはまるとき、債務者または管理者は人民法院に重整計画案の批准を申立てることができる：

- (一) 重整計画草案に照らして、本法第八十二条第一項第一号規定する特定財産についての債権がまもなく全額弁済をうけ、その弁済が延期によって損失を受けたときは公平な補償を得、かつ担保権が実質の被害を受けていないとき、またはその議決組が既に重整計画草案を承認しているとき；
- (二) 重整計画草案に照らして、本法第八十二条第一項第二項並びに第三項の債権がまもなく全額弁済をうけ、またはその議決組が重整計画草案を承認したものと相応するとき；
- (三) 重整計画草案に照らして、比例弁済で獲得される普通債権が、重整計画草案の批准しあるいは破産清算手続きによって獲得される弁済よりも低くなかったとき、またはその議決組が既に重整計画草案を承認して

いたとき；

(四) 重整計画草案が出資者の権益に対して公平・公正に調整しているとき、あるいはその出資者組がすでにその計画案を承認したとき；

(五) 重整計画草案が同一の議決組の構成員に公平に対応し、かつその規定の債権が本法第一百十三条の規定に違反せずに順を追って弁済されるとき；

(六) 債務者の経営計画が可能性を有しているとき；

人民法院は、審査を経て重整計画草案が前項規定に一致すると認めるとき、申立を受け取った日より三十日以内に批准を決定し、重整手続きを終了し、あわせて公告しなければならない；

第八十八条 重整計画草案が承認を得られず、かついまだ前条の規定に照らした批准を得られていないとき、または既に重整計画の承認が批准を得られないとき、人民法院は重整手続きの終了を決定し、債務者の破産を宣告しなければならない。

第三節 重整計画の執行

第八十九条 重整計画は債務者の責任により執行される。

人民法院が重整計画の批准を決定した後は、すでに財産と営業事務を接管管理している管理者はその財産と営業事務を債務者に引き渡さねばならない。

第九十条 人民法院は重整計画の批准を決定した日より、重整計画に規定された監督期間内は、管理者が重整計画の執行を監督する。

監督期間内は、債務者は管理者に重整計画の執行状況と債務者の財務状況を報告しなければならない。

第九十一条 監督期間が満了したとき、管理者は人民法院に対して監督報告を提出しなければならない。監督報告提出の日より、管理者の監督職責は終了する。

管理者が人民法院に対して提出した監督報告について、重整計画の利害関係者は調査する権利を有する。

管理者の申立を経て、人民法院は重整計画執行の監督期限の延長を決定することができる。

第九十二条 人民法院の決定により批准された重整計画は、債務者と債権者全体に等しく拘束力を有する。

本法の規定に照らしてまだ債権の届出をしていない債権者は、重整計画執行期間中に権利を行使すること

ができない；重整計画執行が完了後、重整計画規定の同類債権の弁済条件に照らして権利を行使することができる。

債権者が債務者の保証人並びに他の連帯債務者に対して持っている権利は、重整計画の影響を受けない。

第九十三条 債務者が重整計画を執行できずまたは執行しないとき、人民法院は管理者または利害関係者の請求を経て、重整計画の執行の終了を決定し併せて債務者の破産を宣告しなければならない。

人民法院が重整計画執行の終了を決定したとき、重整計画中に盛りこまれた債権調整についての債権者の承諾は効力を失う。債権者が重整計画の執行によって受けた弁済は依然として有効であり、債権中で弁済未受領の部分は破産債権とする。

前項規定の債権者は、その他同順位の債権者が同じだけの割合で弁済されているとき、はじめて継続して分配を受け取ることができる。

本条第一項に規定する事情があるとき、重整計画の執行のために提供された担保は継続して有効であるものとする。

第九十四条 重整計画に照らして減免された債務について、重整計画執行完了時より、債務者は弁済責任を負わない。

第九章 和解

第九十五条 債務者は、本法規定に照らして直接人民法院に和解を申立てることができる；また人民法院が破産の申立を受理した後、債務者に破産を宣告する前に、人民法院に和解を申立てることもできる。

債務者は、和解を申立てるとき、和解協議草案を提出しなければならない。

第九十六条 人民法院は、審査を経て和解協議が本法規定と一致することを認めるとき、和解を決定しこれを公告しなければならない。併せて債権者会議を召集し和解協議草案を討論させなければならない。

債務者の特定財産に担保権を持つ権利者は、人民法院の和解決定の日より権利を行使することができる。

第九十七条 債権者会議に出席している議決権を持つ債権者の過半数が債権者会議で同意し、かつその代表の債権額が無担保債権総額の三分の二以上であるとき、和解協議決議が承認される。

第九十八条 債権者会議が和解協議を承認すると、人民法院によって認可が決定され、和解手続きが終了し、併せて公告する。管理者は債務者に対して財産と営業事務を引き渡し、併せて人民法院に対して職務執行の報告をしなければならない。

第九十九条 和解協議草案が債権者会議を経て承認されなかったときまたは既に債権者会議で承認された和解協議が人民法院の認可を得なかったとき、人民法院は和解手続きの終了を決定し併せて債務者に破産を宣告しなくてはならない。

第一〇〇条 人民法院の決定を経て認可された和解協議は、債務者と和解した債権者全員に対して等しく拘束力を有する。

和解債権者とは人民法院が破産の申立を受理した時に債務者に対して財産担保権を持たない債権者を指す。

和解債権者の債権が本法規定によって届出られた債権でないとき、和解協議執行期間中は権利の行使をできない；和解協議の執行が完了後、和解協議の規定に沿った弁済条件で権利を行使できる。

第一〇一条 和解債権者が債務者の保証人並びに他の連帯債務者に対して持っている権利は和解協議の影響を受けない。

第一〇二条 債務者は和解協議規定の条件に照らして債務を弁済しなければならない。

第一〇三条 債務者の詐欺その他の違法行為により和解協議が成立したとき、人民法院は無効を決定し、併せて債務者に破産を宣告しなければならない。

前項に規定する状況があるとき、和解協議の執行により弁済を受けた和解債権者は、他に同等の割合の範囲内で弁済を受けた債権者があるとき、返還を要しない。

第一〇四条 債務者が和解協議を執行できずまたは執行しないとき、人民法院は和解債権者の請求を経て、和解協議執行の終了を決定し併せて債務者に破産を宣告しなければならない。

人民法院が和解協議執行の終了を決定したとき、和解協議中に盛り込まれた債権調整の承諾は効力を失う。和解債権者が和解協議執行によって受けた弁済は依然として有効であり、和解債権でいまだ弁済を受けていない部分は破産債権となる。

前項に規定する債権者が他の債権者と同一の割合の弁済しか受けていないとき、継続して分配を受け取るほかない。

本条第一項に規定する状況があるとき、和解協議の執行のために提供された担保の継続は有効である。

第一〇五条 人民法院が破産の申立を受理した後、債務者と債権者全体は、債権債務の処理について自ら協議を成立させ、人民法院に認可の決定を請求し、あわせて破産手続を終了することができる。

第一〇六条 和解協議によって減免した債務につき、和解協議執行完了時より、債務者は弁済責任を負わない。

第十章 破産清算

第一節 破産宣告

第一〇七条 人民法院は本法規定に照らして債務者の破産を宣告し、決定した日より五日以内に債務者と管理者に送達し、決定した日より十日以内に既に知られている債権者に通知し、併せて公告しなければならない。

債務者が破産宣告された以降、債務者は破産者と称し、債務者の財産は破産財産と称し、人民法院による破産申立の受理の時に債務者に対して持っていた債権は破産債権と称する。

第一〇八条 破産宣告前、以下の各号に規定する状況があるとき、人民法院は破産手続終了の決定をし、併せて公告しなければならない：

- (一) 第三者が債務者のために債務の額に足る担保を供しまたは期限が到来した債務の全てを債務者のために弁済したとき；
- (二) 債務者が既に全ての期限が到来した債務の弁済をしたとき；

第一〇九条 破産者の特定財産に担保権を持っている債権者は、その特定財産に対して優先的に弁済される権利を持つ。

第一一〇条 前条の規定により優先弁済権を持つ債権者がこの権利を完全に行使してなお全額の弁済を得ていないとき、その未弁済の債権を普通債権とみなす；優先弁済権を放棄したときは、その債権を普通債権とみなす。

第二節 換価と配当

第一一一条 管理者は遅滞なく破産財産換価計画を立案し、債権者会議の討論に提出しなければならない。

管理者は、債権者会議で承認されまたは本法六十五条第一項の規定に照らして人民法院が決定した破産財

産の換価計画に従い、適宜に破産財産を換価しなければならない。

第一一二条 破産財産の換価は競売で行うことを承認しなければならない。ただし債権者会議での別の決議があるときは除く。

破産企業の全部または一部を時価で売却することができる。企業を時価で売却するとき、その内の無形財産その他の権利だけを単独で売りに出すことができる。

国家の規定に照らして競売することが出来ずまたは譲渡が制限された財産については国家の規定に照らした方式で処理しなければならない。

第一一三条 破産財産は、破産費用と共益債務への優先弁済の後、以下の順序によって弁済に供される：

- (一) 破産企業の従業員に支払うべき賃金並びに支払うべき医療と負傷の補助及び弔慰金、または強制加入の従業員養老保険口座・基本医療保険口座の未払部分並びに法律・行政法規により支払わなければならない補償金の未払部分；
- (二) 破産者が未納である前項規定以外の社会保険費用と破産者未納の税金；
- (三) 普通破産債権；

同一順序での弁済が要求される債権につき破産財産に不足がある場合は、比例按分によって配当される。

破産企業の理事・監事と高級管理者の賃金は、その企業従業員の平均賃金に照らして計算する。

第一一四条 破産財産の配当は、貨幣による配当方式にしなければならない。ただし債権者会議による別の決議があるときを除く。

第一一五条 管理者は遅滞なく破産財産配当計画を立案し、債権者会議での討論のためにこれを提出しなければならない。

破産財産配当計画は、以下の事項を明記しなければならない：

- (一) 破産財産配当に参加する債権者の名称または姓名と住所；
- (二) 破産財産配当に参加する債権額；
- (三) 配当に供することができる破産財産の数额；
- (四) 破産財産配当の順序と割合および数額；
- (五) 破産財産配当の実施方法；

債権者会議で破産財産配当計画が承認された後、人

民法院は管理者によって提出された計画の認可を決定する。

第一一六条 破産財産配当案は人民法院の認可決定後、管理者によって執行される。

管理者は、破産財産配当案に照らして複数回に分けて配当が実施される時、毎回配当される財産額と債権額を公告しなければならない。管理者は最後の配当を実施するとき、公告の中にその旨を明示し、併せて次条第二項規定の事項を明記しなければならない。

第一一七条 停止条件付債権あるいは解除条件付債権については、管理者がその配当額を供託しなければならない。

公告した配当最終日までに停止条件が成就せずあるいは解除条件が成就したときは、管理者は前項規定による債務の供託による配当配額を他の債権者に配当しなければならない；公告した配当最終日に停止条件が成就しあるいは解除条件が成就しなかったとき、債権者に支払われる。

第一一八条 債権者が破産財産の配当額を受け取らないとき、管理者は弁済を供託しなければならない。配当の最終日を公告した日から満二ヶ月以内に債権者が依然として受け取っていないときは、配当を受け取る権利を放棄したとみなし、管理者あるいは人民法院が供託された配当額をその他の債権者に配当しなければならない。

第一一九条 破産財産配当時に訴訟あるいは仲裁が終結していない債権については、管理者がその配当額を供託しなければならない。破産手続終了の日より満二年を経て依然として配当を受け取ることができないとき、人民法院は寄託された配当額を他の債権者に配当しなければならない。

第三節 破産手続きの終了

第一二〇条 破産者が配当できる財産が尽きたとき、管理者は人民法院に破産手続の終了を請求しなければならない。

管理者は最後の配当が完了後、遅滞なく人民法院に破産財産の配当報告を提出し、あわせて人民法院に破産手続終了の決定を提起する。

人民法院は管理者による破産手続終了の請求を受け取った日より十五日以内に破産手続終了の是非を決定しなければならない。

終了が決定したら、公告しなければならない。

第一二一条 管理者は、破産手続き終了の日から十日以内に人民法院の行う破産手続終了の決定を提示し、破産者の破産登記を抹消しなければならない。

第一二二条 管理者が破産登記抹消登記の処理を完了した翌日、執行職務は終了する。ただし、終結していない訴訟あるいは仲裁がある場合を除く。

第一二三条 本法第四十三条第四項あるいは第一二〇条の規定に照らして、破産手続きが終了した日から二年以内に以下の各号に規定する状況があったとき、債権者は破産財産配当計画に照らして追加配当を人民法院に請求できる；

(一) 本法三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十六条の規定に照らして、取り戻せる財産を発見したとき；

(二) 破産者が配当しなければならない他の財産を発見したとき；

前項に規定する状況がありながらその財産の数量が配当費用支弁にも不足するとき、再度の追加配当はせず、人民法院から国庫に引渡す。

第一二四条 破産者の保証人と他の連帯債務者は、破産手続終了後、債権者に対して破産弁済手続に照らしていまだ弁済されていない債権につき、債権者に対して法律により継続して弁済する責任を負う。

第十一章 法律責任

第一二五条 企業の理事・監事あるいは高級管理者が忠実義務または勤勉義務に違反し、所属している企業を破産に至らしめたとき、法律に照らして民事責任を負う。

前項に規定する状況にある人員は、破産手続き終了の日より三年以内はいかなる企業の理事・監事・高級管理者に就くこともできない。

第一二六条 債務者の関係者は債権者会議列席の義務があり、人民法院の召喚を経て、正当な理由なしに債権者会議の列席を拒否できず、人民法院は拘引することができる。併せて法律により科料に処することができる。

債務者の関係者が本法規定に違反し、陳述・回答を拒否しあるいは虚偽の陳述・回答をしたとき、人民法院は法律によって科料に処することができる。

第一二七条 債務者が本法規定に違反し、財産状況の説明・債務一覧表・債権一覧表・関係財務会計の報告お

よび従業員の賃金支払い状況と社会保険費用の未払い状況の説明につき人民法院に対して提出を拒否しあるいは真実でない説明をしたとき、人民法院は直接の責任者に対して法律によって科料に処す。

債務者が本法規定に違反し、管理者に財産・印章と帳簿・文書等資料の引渡しを拒否または偽造し、あるいは関係財産その他不明である財産の使用状況の証拠資料を処分をしたとき、人民法院は直接責任者を法律により科料に処す。

第一二八条 債務者に本法第三十一条、第三十二条、第三十三条の行為があり債権者の利益を侵害したとき、債務者の法定代表者その他の直接の責任者は法律によって損害賠償責任を負う。

第一二九条 債務者の関係者が本法規定に違反し、断りなしに住所を離れたとき、人民法院は訓戒処分または拘留にすることができあるいは法律によって科料に処すことができる。

第一三〇条 管理者が本法規定に照らし勤勉にできる限りの責任を果さずまたは忠実に職務の執行をしないとき、人民法院はこれを科料に処すことができる；債権者、債務者あるいは第三者の被った損害を賠償するため、法律に賠償責任を負う。

第一三一条 本法規定に違反して犯罪を犯したとき、法律によって刑事責任を追及する。

第十二章 附則

第一三二条 本法施行後、破産者は本法公布日の前に未払いである従業員の賃金と医療・負傷による補助、弔慰金、強制加入の基本養老保険の口座、基本医療保険費用の口座は、法律および行政法規で規定された従業員の補償金として支払われなければならない、また本法第一一三条の規定に照らした弁済後になお完済できなかった部分は本法第一〇九条に規定する特定財産に対する優先弁済権をもって、この特定財産に担保権を持つ権利者が受け取る。

第一三三条 本法施行前は国务院の規定する期限と国有企業の範囲内で破産の特殊事項を実施し、国务院の関係する規定によって処理する。

第一三四条 商業銀行・証券会社・保険会社等金融機関等が本法第二条が規定する状態にある場合、国务院金融監督管理機構は人民法院にこの金融機関について重

整あるいは破産清算を申立てることができる。

国务院金融監督管理機構は、金融機関に重大な経営破綻の危険が現れたとき、法律によって接管管理を採用し、委託経営権等の措置をし、人民法院にこの金融機関の被告・被執行者の民事訴訟手続きあるいは執行手続きの中止を申立てることができる。

金融機関が破産を実施したとき、国务院は本法とその他の関連法規の規定に基づいて、実施方法を制定する。

第一三五条 その他の法律が企業法人以外の組織の清算を規定し、これが破産清算に属しているときは、本法規定の手続きを参照し適用する。

第一三六条 本法は2007年6月1日より施行し、《中華人民共和国企業破産法（試行）》は同時に廃止される。

注

- 1) 日本語でいう「徹底的に整理する、きれいに片付ける」という意味であるが、企業破産法内での適切な表現がないため、そのまま「清理」とした。
- 2) 日本語でいう「債務を全て弁済する、すっかり返す」という意味であるが、中国の企業破産法においては一部弁済も完済も同じ清償と書かれているため、ここでは「弁済」とした。
- 3) 日本語でいう「建て直し、再建、更生」という意味で使われているが、試行法の方では「第四章 和解と整頓」というように整頓という言葉で使われており、日本の破産法においても更生手続きと規定されているが、適切な表現がないため、そのまま「重整」とした。
- 4) 職工安置預案；「安置」とは「身の振り方をつけること」「仕事をあてがうこと」を意味し、従って「破産企業の従業員の再就職に関して債務者が予め準備している案」のことと思われる。
- 5) 債務者に対して財産を持つ者。
- 6) 条文中に「必要に応じ」という意味の単語は見当たらなかったが、条文全体の意味を考えると「必要に応じ」という言葉を入れた方が適切だと考えたため、日本語には入れた。
- 7) ここでいう権利は、異議を提出する権利である。
- 8) この「受償」という言葉は、中日辞典・中英辞典を参照しても適切な日本語がなかったため、意味としては「弁済を受け取ること」を指すが、あえてそのまま「受償」と表現することにした。
- 9) 中国語で「分組」と表現される。この単語の意味は、「グループ・団体・組分け」などの意味が用いられるが、日本語で言うところの適切な表現がないので、あえて「組」として表現した。